

## 教育・保育給付認定を申請する方へ

1 申請対象者

企業主導型保育に地域枠で利用中または利用予定の方

2 申請に必要なもの（※ **DL可** は、市ホームページからダウンロードできます）

全 員	<input type="checkbox"/> <b>教育・保育給付認定申請書(2・3号企業主導型保育認定用)</b> <b>DL可</b>
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ 該 当 す る も の い ず れ か を 提 出	<input type="checkbox"/> <b>保育の必要性を証明する書類(保護者全員分(父母分))</b> ※発行から3か月以内のもの <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 5px;">① 就労(予定)している方                          <b>就労証明書(所定用紙)</b> <b>DL可</b>                          ※契約上の勤務時間や勤務実績に休憩時間を含めて記載できない場合、就労に関する規定や勤務時間一覧等を添付してください。                          ※常時、月64時間以上の就労をしていることが必要です                          月64時間に満たない就労をされている方が継続して教育・保育給付認定を受けるためには、基準を満たす就労等をした後、認定月の翌月15日までに就労証明書等を再度提出する必要があります。このため、認定期間は3か月です。</li> <li style="margin-bottom: 5px;">② 求職活動中の方                          <b>求職活動状況報告書(活動していない場合は不要)</b> <b>DL可</b>                          ※認定期間は3か月となります。                          ※継続して教育・保育給付認定を受けるためには、認定月の翌月15日までに就労証明書等を提出する必要があります。</li> <li style="margin-bottom: 5px;">③ 育児休業取得中の方                          <b>就労証明書(所定用紙)</b> <b>DL可</b> と<b>在園証明書</b>                          ※育児休業取得以前に就労等により在園している方のみ</li> <li style="margin-bottom: 5px;">④ 出産予定のある方                          <b>母子健康手帳(分娩予定日記載部分のコピー)</b>                          ※認定期間は出産予定月を基準に前2か月から、出産日を基準に後8週の翌日が属する月末までとなります。</li> <li style="margin-bottom: 5px;">⑤ 学校に在学中の方                          <b>在学証明書と時間割表</b></li> <li style="margin-bottom: 5px;">⑥ 看護・介護をしている方                          <b>介護状況申告書</b> <b>DL可</b> + <b>必要な添付書類(申告書参照)</b></li> <li style="margin-bottom: 5px;">⑦ 病気の方                          <b>診断書(保育ができないことが明記されている3か月以内のもの)</b></li> <li style="margin-bottom: 5px;">⑧ 心身に障がいのある方                          <b>身体障害者手帳等(氏名・等級記載部分のコピー)</b></li> </ul>

※書類は、児童1人につき1枚提出してください。

※書類は返却できません。証明書類は、発行から3か月以内のものを提出してください。

裏面もご確認ください

### 3 申請期限

原則 認定希望月前月の5日まで(5日が土日祝の場合は、翌開庁日まで)

※4月入園の場合は、別に定める日まで

### 4 受付場所

在園中の施設または保育入所課

### 5 留意事項

※申請書類に虚偽があった場合、認定を取り消し、利用継続ができなくなる可能性があります。

※添付書類は一度提出されますと返却しません。必要な方はコピー等の控えをとった上で提出してください。

※就労証明書等の内容は、市と各施設で共有することがあります。

※兄弟で同時手続の場合、就労証明書など証明書類は、原本1部で、それ以外はコピーでも構いません

※申請後、住所、世帯状況または就労状況に変更があった場合には別途手続が必要です。教育・保育給付認定変更申請書をご提出ください。

問い合わせ

子ども家庭部 保育入所課

(令和8年4月からは保育支援課)

電話 048-963-9167(直通)

平日8:30~17:15